

平成 29 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
3 月 定 例 会 議 録

平成 29 年 3 月 1 日 開 会

平成 29 年 3 月 27 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

平成29年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録目次

第1号（3月1日）

○議事日程	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○会議に付した事件	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○出欠席議員	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○説明のために出席した者	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
会 議		
○開会・開議	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○日程第 1	会議録署名議員の指名	8
○日程第 2	会期の決定	8
○日程第 3	管理者提案理由の説明	8
○日程第 4	議案第 1号 平成28年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について	10
○日程第 5	議案第 2号 平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について	12
○日程第 6	議案第 3号 御殿場市・小山町広域行政組合事務局設置条例制定について	19
○日程第 7	議案第 4号 御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について	21
○日程第 8	議案第 5号 御殿場市・小山町広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例制定について	23
○日程第 9	議案第 6号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	25
○日程第10	議案第 7号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	27
○日程第11	議案第 8号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	28
○日程第12	議案第 9号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定について	31
○日程第13	議案第10号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	

	て	3 2
○散 会	3 4

第2号(3月27日)

○議事日程	36
○会議に付した事件	36
○出欠席議員	36
○説明のために出席した者	36

会 議

○開会・開議	37
○日程第 1 議案第 2号 平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計予算について	38
○日程第 2 管理者提案理由の説明	44
○日程第 3 議案第11号 御殿場市・小山町広域行政組合清掃施設条例の一 部を改正する条例制定について	44
○日程第 4 議案第12号 御殿場市・小山町広域行政組合廃棄物の処理に係 る手数料徴収条例制定について	45
○日程第 5 議員の派遣について	47
○閉 会	48

第 1 日

平成29年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録(第1号)

平成29年3月1日(水曜日)

○議事日程

平成29年3月1日 午後1時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 管理者提案理由の説明
- 日程第4 議案第1号 平成28年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第2号 平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について
- 日程第6 議案第3号 御殿場市・小山町広域行政組合事務局設置条例制定について
- 日程第7 議案第4号 御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第5号 御殿場市・小山町広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第6号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第7号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第8号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第9号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第10号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(11名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 辻川公子君 | 2番 平松忠司君 |
| 3番 勝間田幹也君 | 5番 芹沢修治君 |
| 6番 鈴木豊君 | 7番 高畑博行君 |
| 10番 渡辺悦郎君 | 11番 田代耕一君 |

1 2 番 込 山 恒 広 君

1 4 番 梶 繁 美 君

○欠席議員（1名）

8 番 本 多 丞 次 君

○説明のため出席した者

管 理 者

副 管 理 者

副 管 理 者

会 計 管 理 者

事 務 局 長

消 防 長

庶 務 課 長

施設課長兼焼却センター所長

衛生センター所長

消防次長兼管理課長

予 防 課 長

警 防 課 長

通 信 指 令 課 長

御 殿 場 消 防 署 長

小 山 消 防 署 長

御 殿 場 消 防 署 副 署 長

予 防 課 課 長 補 佐

御 殿 場 市 副 市 長

御 殿 場 市 企 画 部 長

御 殿 場 市 総 務 部 長

御 殿 場 市 環 境 水 道 部 長

小 山 町 副 町 長

小 山 町 副 町 長

小 山 町 企 画 総 務 部 長

小 山 町 総 務 課 長

○職務のため出席した者

広域総務スタッフ副参事

広域総務スタッフ主幹

広域総務スタッフ副主幹

1 3 番 神 野 義 孝 君

若 林 洋 平 君

込 山 正 秀 君

勝 又 正 美 君

勝 又 一 己 君

青 山 修 二 君

田 代 佳 丸 君

勝間田 守 正 君

佐 藤 暁 将 君

勝間田 邦 雄 君

勝間田 淳 欣 君

長 田 伸 一 君

田 代 公 一 君

村 松 秀 樹 君

村 上 武 君

山 本 孝 信 君

谷 中 修 君

小 林 真 人 君

瀧 口 達 也 君

志 水 政 満 君

近 藤 雅 信 君

勝間田 安 彦 君

田 代 章 君

室 伏 博 行 君

湯 山 博 一 君

小 野 一 彦 君

松 本 利 之

長 田 和 美

飯 田 章 生

○議長（神野義孝君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、平成29年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（神野義孝君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（神野義孝君）

この際、諸般の報告をいたします。

8番、本多丞次議員から、所用のため本日の会議を欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

○議長（神野義孝君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第1号）、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は先に議員各位に配付済みであります。

○議長（神野義孝君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において6番 鈴木 豊議員、7番 高畑博行議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（神野義孝君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

平成29年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会の会期は、本日3月1日から3月27日までの27日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は27日間と決定いたしました。

○議長（神野義孝君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第1号から議案第10号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者

○管理者（若林洋平君）

それでは、私のほうから御説明申し上げます。

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会に提出いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は全部で10件あり、予算案2件、条例案8件となっております。

以下、議案番号に従い、順次御説明を申し上げます。

最初に、議案第1号「平成28年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について」申し上げます。

今回の補正額は、1,654万6,000円の減額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ33億7,816万1,000円となります。

補正の要因といたしましては、12月補正予算編成後に、ごみ再資源化施設建設事業に係る国庫補助金が確定したことによるものでございます。

また、事業の進捗により、繰越明許費と債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議案第2号「平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」申し上げます。

平成29年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ50億円で、前年度と比較いたしますと17億3,000万円の増額となっております。

歳出の主なものは、3款の衛生費では、斎場の施設管理費、焼却センターの運営費、衛生センターの施設管理費、ごみ再資源化施設の施設整備費及び運営費などがございます。

4款の消防費では、高機能指令システム延命化事業費、消防本部車両更新整備事業費などがございます。

これらの事業に対する財源構成といたしましては、市町の負担金が26億9,000万円余で歳入予算の53.9%、国・県支出金が5億900万円余で10.2%、繰入金金が3億900万円余で6.2%、組合債が11億円余で22%を占めております。

次に、議案第3号「御殿場市・小山町広域行政組合事務局設置条例制定について」申し上げます。

本案は、地方自治法の規定に基づき、事務局の設置について新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第4号「御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、消防法施行令の改正に伴い、屋外催しに係る防火管理について、新たに規定するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第5号「御殿場市・小山町広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条

例制定について」申し上げます。

本案は、平成32年度に延伸区間が開通予定の新東名高速道路への出動体制を整えるため、消防職員の定数について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第6号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第8号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の3案につきましては、関連がございますので一括して申し上げます。

本3案は、平成28年人事院勧告に準拠し、扶養手当及び育児や介護に係る休暇制度について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第9号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、人事院規則の改正に合わせて、配偶者同行休業の再延長について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第10号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、特殊勤務手当の支給対象とする業務について見直しを図り、所要の改正を行うものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。慎重な御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（神野義孝君）

日程第4 議案第1号「平成28年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました議案第1号について、説明いたします。

資料2 補正予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条は歳入歳出予算の補正について定めており、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,654万6,000円を減額し、予算総額を33億7,816万1,000円とするものです。

第2条は繰越明許費の設定について、第3条は債務負担行為の追加について定めるも

のです。

最初に、歳入について、「歳入歳出予算事項別明細書」の説明欄により説明させていただきますので、14ページ、15ページをお開きください。

3款1項1目衛生費国庫補助金の説明欄、循環型社会形成推進交付金は、1,654万6,000円の減額となります。

この交付金については、当初予算で2億7,576万9,000円を計上し、同額の交付要望をいたしました。去る12月12日付にて、交付額を2億5,922万3,000円とする決定があったため減額するものです。

次に、歳出について説明いたします。

18ページ、19ページをお開きください。

3款2項3目ごみ再資源化施設建設事業費の説明欄1の①は、ただいま、歳入で説明いたしましたように、施設整備に係る国の循環型社会形成推進交付金が減額となったため、同額の事業費を減額するものです。

ページは戻っていただいて、4ページをお開きください。

第2表「繰越明許費補正」になります。

焼却センター運営費については、「ごみ焼却施設建設及び操業に関する合意書」に基づき、地元区である神場区及び板妻区に対して実施している地域振興事業のうち、板妻区分の道路改良工事について、地元調整及び関係機関との協議に時間を要したため、工事費を繰り越すものでございます。

なお、完成は5月末を予定しております。

次の5ページは、第3表「債務負担行為補正」になります。

当組合事務局の事務所は、御殿場市役所東館の完成に合わせて、本年4月24日から市役所分館1階に移転する予定ですが、移転に先立ち、事務所の間仕切りや倉庫の設置等を行う必要があることから、平成29年度中を期間として、限度額280万円の債務負担行為を追加設定するものです。

以上、議案第1号、「平成28年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第3号)について」の内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神野義孝君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより、議案第1号「平成28年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神野義孝君）

日程第5 議案第2号「平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を議題といたします。

この際、あらかじめ御了承願います。平成29年度予算の審議に当たっては、本日は当局の説明のみとし、質疑については来る3月27日の本会議において行いたいと思いますので、御了承願います。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました議案第2号について、説明いたします。

資料3 一般会計予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を50億円と定め、第2項は、歳入歳出それぞれの款項の区分と金額について定めるものです。

第2条は地方債の起債の目的や限度額等について、第3条は、歳出予算の流用につい

て定めるものです。

次のページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算については、歳入歳出それぞれの款項ごとの予算額を記載したもので、議会の議決の対象となるものです。

一番下の合計額のとおり、平成29年度当初予算の総額は、50億円で、前年度比52.9%、17億3,000万円の増額となります。

歳入で前年度と比べて変動の大きなものをあげますと、1款分担金及び負担金の市・町負担金が、6.0%、1億5,240万円余の増額、2款使用料及び手数料が、廃棄物処理手数料などの増により、22.4%、4,683万円余の増額、3款国庫支出金が、循環型社会形成推進交付金及び東富士演習場周辺消防施設設置助成事業の増により、75.2%、2億1,677万円余の増額、6款繰入金、ごみ再資源化施設の竣工に伴う基金の取り崩し等により、415.5%、2億4,931万円余の増額、9款組合債が、ごみ再資源化施設の竣工を主な要因として、2,298.7%、10億5,510万円の増額となります。

歳出では、ごみ再資源化施設の竣工と稼働を主な要因として、3款衛生費が、112.6%、16億3,360万円余の大幅な増額となります。

次のページをお開きください。

第2表 地方債は、ごみ再資源化施設整備事業及び小山消防署に入れ替え配備する救助工作車導入事業に係る起債について、限度額・借入れ条件等を記載したものです。

それでは、予算の内容を歳出から順次説明させていただきますので29ページ、30ページをお開きください。

なお、歳出全体を通じて、人件費、車両管理費、一般諸経費等の説明は、特に必要がある場合以外は省略させていただきますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

1款1項1目議会費は、前年度比2.0%の減額です。

説明欄3の①の議員行政視察は、平成6年11月に配備した「はしご付き消防ポンプ自動車」の更新に向けて、選定に係る一連の状況等を御視察いただく予定です。

次のページをお開きください。

2款1項1目一般管理費は、職員配置の変更や事務局の事務所を市役所分館へ移転することに伴う経費の増額などにより、前年度比6.5%の増額です。

説明欄1の⑤は、退職手当と児童手当の合計額です。

⑥は、職員の公務・通勤災害の補償を実施する基金への負担金です。

3の①は、事務局の事務所の光熱水費のほか、維持・管理に係る御殿場市への負担金です。

②は、斎場、焼却センター及び衛生センターの建物損害共済の掛金です。

③は、事務局の事務所を市役所分館へ移転することに伴う間仕切り等の設置経費のほか御殿場市への引越し費用の負担金などです。

4の①は、一般的な健康診断のほか、職員ストレスチェック、現場作業に従事する職員のB型肝炎予防接種等に要する経費です。

②は、職員の勤続表彰に要する経費です。

③は、職員の給料の1,000分の1.5を、御殿場市職員互助会へ交付するものです。

⑤、⑥、⑧及び⑨は、それぞれ記載の人事管理業務に係る御殿場市への負担金です。

⑩は、職員採用試験等に要する経費です。

5の①及び②は、それぞれ記載の基金の運用利子を積み立てるものです。

8の①から④及び⑥は、それぞれ記載の事務管理システムや業務に係る御殿場市への負担金です。

次のページをお開きください。

3款1項1目斎場費は、前年度比4.8%の増額です。

1の①は、斎場第3待合室用の冷暖房用ガスヒートポンプ式空調機1基及び室内機7基の更新経費のほか、火葬炉の再燃炉後絞り部の耐火レンガを3炉分交換修繕する経費です。

なお、空調機の更新は1年1基の4か年計画で進めた結果、平成29年度で全ての更新が終了となります。

③は、火葬等業務委託のほか、維持・管理に要する経費です。

④は、斎場用地約0.81haの借地料です。

次に、2項1目塵芥処理費は、前年度比0.3%の増額です。

2の①は、特別目的会社である「御殿場・小山環境テクノロジー株式会社」へ支払う施設運営及び焼却灰の資源化に要する経費並びに施設建設費割賦料のほか、ごみ計量業務などの委託に要する経費です。

②は、焼却灰の資源化に際し、処分先の所在地である三重県伊賀市と茨城県鹿嶋市に負担金として支払うものです。

③は、焼却センター5.57haと災害ごみ仮置き場1.09haの借地料です。

④は、「ごみ焼却施設建設及び操業に関する合意書」に基づき、地元区である板妻区及び神場区内の道路・河川整備等の地域振興事業を実施する経費です。

3は、指定ごみ袋の作製のほか、販売店までの配送や指定ごみ袋の販売等に要する経費です。

4は、「旧RDFセンターの解体設計業務委託費」及び「旧清掃センター用地の取得

に際し助成を受けた防衛補助金の返還金」のほか、旧RDFセンターの機械警備に要する経費や産業廃棄物運搬処理業務委託費です。

次のページをお開きください。

2目し尿処理費は、前年度比1.5%の増額となります。

2の②は、施設の運転技術管理業務及び夜間機械警備業務の委託に要する経費です。

③は、各種設備機器の保守・点検業務及び槽内の清掃業務等の委託に要する経費です。

④は、放流水の水質分析、臭気測定等の委託に要する経費です。

⑤は、「曝気ブロワ・ガス攪拌ブロワ交換等の修繕」のほか施設の延命化を図るために実施する各種修繕に要する経費です。

⑥は、衛生センター施設用地2.3haの借地料です。

⑦は、し尿、浄化槽汚泥の処理過程で必要となる薬品等の消耗品の購入に要する経費です。

⑨は、神場地先の最終処分場1.06haの借地料及び水処理施設の維持管理に要する経費です。

次のページをお開きください。

2項3目ごみ再資源化施設事業費は、ごみ再資源化施設の竣工に伴う公有財産購入費及び施設運営費の増により前年度比492.1%の増額となります。

2の①は、竣工に伴いPFI事業者へ公有財産購入費として支払う経費と、PFI事業に係る一連の業務が適正に実施されていることを監視するための施設整備モニタリング業務の委託に要する経費です。

3の①は、ごみ再資源化施設用地3.72haの借地料です。

②は、特別目的会社である「御殿場・小山エコパートナーズ株式会社」へ支払う施設運営に要する経費です。

③は、廃乾電池等、有価で資源化処理が必要なものの処理委託に要する経費です。

4と5は省略させていただき、次の4款消防費につきましては、消防長から御説明申し上げます。

○議長（神野義孝君）

消防長

○消防長（田代佳丸君）

引き続きまして、4款消防費について御説明申し上げます。

39ページ、40ページをお願いします。

4款1項1目常備消防費は、常備消防の管理運営に要する経費及び資機材の整備等に要する経費でありまして、前年度と比較して6.5%の増額となります。

増額の主な要因は、「高機能指令システム延命化事業」及び「消防OAシステム借上

料」並びに平成27年度に整備完了いたしました「消防救急無線デジタル化整備事業」の保守点検業務委託が開始されることによるものです。

説明欄1の①は、産業医に対する年報酬であります。

②は、救急隊と御殿場市医師会とで組織する、御殿場小山地区メディカルコントロール協議会の、会議や症例検討会等へ出席した、医師に対する報酬であります。

③は、消防職員152名分の給与、職員手当、共済組合負担金等で、常備消防費予算全体の77.5%に相当するものであります。

2の①は、消防庁舎、小山消防署、富士岡分署、西分署、須走分署、庁舎5か所の施設保守管理に要する経費であります。

②は、庁舎5か所の電気・暖房用燃料・水道料などの光熱水費であります。

③は、通信指令台と消防署・各分署や医療機関をはじめ関係機関等を結んでいます、指令専用回線使用料及び通信回線使用料であります。

④は、庁舎、施設の修繕に要する経費であります。

⑤は、富士岡分署の敷地741.02㎡の、土地借上料であります。

⑥は、複写機・OA機器等の借上料が、主なものであります。

3の①は、災害現場における職員の安全確保のため、空気呼吸器の整備や特殊災害用の化学防護服の整備に要する経費が、主なものであります。

②は、防火防災意識の高揚を図るため、火災予防講習会などの開催や保育園22園で組織します、幼年消防クラブや女性防火クラブ等の育成に要する経費であります。

③は、救急業務の高度化に向けて、救命率のさらなる向上を図るため、AEDを使った救命講習の開催経費や、救急資機材の整備に要する経費及び救急救命士・指導救命士各1名分の養成経費であります。

④は、救助隊・水難救助隊・音楽隊の3兼任隊の、運営に要する経費であります。

⑤は、通信指令台の保守管理委託料や署活無線機の借上料などに要する経費であります。

4の①と②は、消防職員の資質の向上や能力アップを図るため、静岡県消防学校の9科程に16名、消防大学校に2名をそれぞれ派遣する人材育成に要する経費であります。

③は小型移動式クレーン運転講習の受講料など、各種研修に係る負担金が主なものであります。

5の①は、消防車・救急車などの車両33台分の定期点検や車両修繕及び車検整備費11台分などの車両維持に要する経費であります。

②は、車両更新計画により、小山消防署に配置してあります「救助工作車」と、御殿場消防署に配置してあります「指揮車」の2台を更新する経費であります。

6は、職員の貸与被服・業務用消耗品等の、購入に要する経費であります。

7は、全国・関東支部・静岡県・静岡県東部の、各消防長会への負担金であります。

以上で、4款「消防費」の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（神野義孝君）

事務局長

○事務局長（青山修二君）

引き続き、5款以降の説明をさせていただきますので、41ページ、42ページをお開きください。

5款公債費は、平成4年度に借入れを行った消防庁舎建設事業に係る起債の償還が元利均等償還であることを主な要因として、1目元金は前年度比0.8%の増額となり、2目利子は、前年度比34.0%の減額となります。

平成29年度は、説明欄1の①から③までの元金及び利子を償還いたします。

次のページをお開きください。

6款1項1目予備費は、計数整理を兼ねて、1,360万7,000円を計上いたしました。

続いて、歳入の説明をいたしますので、お戻りいただき11ページ、12ページをお開きください。

1款1項1目負担金は、前年度比6.0%の増額で、市・町の負担金が歳入全体額に占める割合は、53.9%です。

次のページをお開きください。

2款1項1目総務使用料は、湯沢平清掃センター跡地を事業所の駐車場用地として引き続き使用許可することを見込んだため、253.8%の増額となります。

説明欄の電柱占用使用料は電柱29本分、自販機設置使用料は7台分です。

2目衛生使用料は、前年度比3.3%の増額となります。5か年の平均数値により計上いたしております。

なお、説明欄の「管内使用料」は、御殿場市と小山町の住民、「管外」はそれ以外の住民の申請に係るものでございます。

2項1目衛生手数料は、前年度比23.6%の増額となります。

実績等から、指定ごみ袋に係る廃棄物処理手数料及び焼却センター直接持ち込みに係る廃棄物処理手数料ともに増額が見込まれるほか、新たに、資源物に係る廃棄物処理手数料を計上したことによるものです。

なお、説明欄の廃棄物処理手数料のうち「（指定ごみ袋）」は指定ごみ袋を用いて排出したごみの処理手数料で、「（焼却）」及び「（再資源）」は、指定ごみ袋を使用せずに焼却センター又は再資源化センターへ直接搬入したごみの処理手数料です。

また、「分骨証明手数料」については、1件当たり300円で、頭出しです。

2目消防手数料は、前年度と同額です。

次のページをお開きください。

3款1項1目衛生費国庫補助金は、ごみ再資源化施設建設事業の竣工に伴う循環型社会形成推進交付金の増により、前年度比71.3%の増額となります。

説明欄の交付金の全額が、ごみ再資源化施設の建設に係る公有財産購入費に充当されます。

2目消防費国庫補助金は、救助工作車の導入に係る防衛8条補助金です。

次のページをお開きください。

4款1項1目消防費補助金は、前年度比13.8%の増額となります。

この補助金は、消防・救急用資機材及び御殿場消防署に配備する指揮車の導入に係る県補助金で、補助率は3分の1です。

次のページをお開きください。

5款1項1目利子及び配当金は、予定利率の低下により前年度比59.3%の減額となります。

次のページをお開きください。

6款1項1目基金繰入金は、前年度比415.5%の増額となります。

平成28年度は、職員退職手当基金繰入金を6,000万円計上いたしましたが、平成29年度はこの繰入金を1億1,100万円計上したこと、及び、ごみ処理施設建設基金繰入金を1億9,831万円余計上したことにより増となりました。

次のページをお開きください。

7款1項1目繰越金は、前年度と同額を計上いたしました。

次のページをお開きください。

8款1項1目組合預金利子についても、前年度と同額を計上いたしました。

2目雑入は、前年度比8.7%の増額となります。

再資源化センターの稼働に伴い、再資源化物売却料883万9,000円、及び御殿場市のみが使用する資源物等収集用コンテナに係る洗浄料56万9,000円が皆増となることによるものです。

なお、焼却センター発電売電料については前年度と同額の計上といたしましたが、平成28年4月から東京電力が燃料調整単価を買い取り価格から差し引く措置を実施したことにより買い取り価格が低額となったため、平成28年11月から売電先を日立造船PPSに変更いたしました。

また、これに併せて、本年1月から斎場と衛生センターの電力供給元を東京電力から日立造船PPSに切り替えております。

次のページをお開きください。

9 款 1 項組合債は、再資源化センターの竣工に伴う清掃債の皆増が主な要因となり、前年度比 2, 2 9 8. 7 % の大幅な増加となりました。

歳入の説明は、以上となります。

次に、その他の調書の説明をいたしますので、4 5 ページをお開きください。

このページから 5 2 ページまでは、特別職の報酬及び一般職の給与等の明細を記載しておりますので、後ほど御確認をいただきたいと思います。

5 3 ページ、5 4 ページをお開きください。

債務負担行為として既に議決をいただいている事項を取りまとめたものです。

次のページをお開きください。

起債の状況に関する調書となります。

平成 2 9 年度は、新たに 1 1 億 1 0 0 万円の起債を見込む一方、1 億 4, 3 0 3 万円余の元金償還が見込まれることから、平成 2 9 年度末の現在高見込み額は、平成 2 8 年度末より 9 億 5, 7 9 6 万円余の増となる、2 0 億 5 5 4 万 6, 0 0 0 円となります。

次に、5 6 ページから 5 9 ページまでは、負担金算出調書となります。

御殿場市と小山町の負担金の算出方法等を記載いたしましたので、後ほど御確認ください。

以上で、議案第 2 号、「平成 2 9 年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」の内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神野義孝君）

以上で、議案第 2 号「平成 2 9 年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」の説明を終わりといたします。

○議長（神野義孝君）

日程第 6 議案第 3 号「御殿場市・小山町広域行政組合事務局設置条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました議案第 3 号につき、説明させていただきます。

資料 1 議案書の 1 ページをお開きください。

本案は、地方自治法第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、組合管理者の直近下位の内部組織として事務局を設置するものです。

当組合では、従前より、組合規則に基づき、内部組織として事務局を設置しておりま

したが、今般、再資源化施設の稼働に伴う組織機構の検討を進める中で、平成15年の地方自治法の一部改正により、地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置等については条例で定める必要があったことが判明いたしました。

事務局は、この長の直近下位の内部組織に該当することから、時期を逸してはおりませんが、設置条例を制定するものです。

第1条では、事務局を設置する旨を、第2条では、規則への委任を規定し、附則で、施行日は公布の日としております。

なお、規則案については、資料4 議案資料の1ページ以降に掲載しましたので、ご覧いただきたいと思っております。

説明は以上となります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神野義孝君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより、議案第3号「御殿場市・小山町広域行政組合事務局設置条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神野義孝君）

日程第7 議案第4号「御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

消防長

○消防長（田代佳丸君）

ただいま議題となりました、議案第4号について説明いたします。

資料1 議案書2ページ、3ページをお開きください。

改正内容の説明に入ります前に、改正の背景及び経過について御説明申し上げます。

平成25年8月に京都府で発生いたしました「福知山花火大会」火災の教訓から、祭礼・縁日・花火大会・展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて、火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生するおそれのある器具の取り扱いについて、規定の整備をするよう消防法施行令が改正され、当消防本部においても、平成26年に火災予防条例の改正を行い、消火器の準備、器具の取り扱い及び露店等の開設届けを義務づけ、指導を行ってまいりました。

昨年になり、国から、大規模な屋外の催し物に係る防火管理についても、地域の実情により対応を進めるように通知があり、今回の改正となりました。

今回の改正は、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しにあっては、消防長が指定をし、これを主催する者に対し、「防火担当者の選任」及び「火災予防上必要な業務の計画」の作成を義務づけ、計画を提出しなかった場合は、30万円以下の罰金に処するものです。

改正の趣旨は、あくまでも火災予防上、催しに出店される露店等の火気の使用や避難を含めた防火管理について、消防が計画の段階から主催者と一緒に検討し指導を行うことにより、事故の無い催しの開催を目的とするもので、催しそのものの開催を規制するものではありません。

改正内容の、指定の場所となる「大規模な屋外の催し」については、おおむね100店舗を超える出店規模で、かつ、その周囲において雑踏の発生が考えられるものについて指定を行うものです。

過去の催しを見ますと、現在のところ、「御殿場夏祭り歩行者天国」・「ごてんばアートクラフトフェア」・「高尾山祭典」などが、100店舗を超える指定の対象候補と考えられますが、それ以外についても「催物や露店の届出書」をもとに、その内容を問い合わせるとともに、広報紙、消防ホームページ等の媒体を利用し、主催者となる個人

も含め、年度当初からその把握を実施いたします。

それでは、新旧対照表で、その内容を説明いたしますので、資料4の5ページ、6ページをお願いします。

まず、目次となりますが、今回の改正部分を新たな章として目次に加えたものです。

次の7ページ、8ページをお願いします。

新たに第42条の2と第42条の3を加え、第42条の2としては、消防長は「指定催しの指定」について、消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合、人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれのあるものを、「指定催し」として指定しなければならない。と規定したもので、第2項及び第3項において、その手順について定めております。

次に、第42条の3につきましては、

第1項として、指定をされた「指定催し」を主催する者は「屋外催しに係る防火管理」として防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画の作成と、その業務を実行することを定め、各号において、その業務内容を規定したものです。

同条第2項として、原則として催しを開催する日の14日前までに計画を提出しなければならないとしたものです。

次の9ページ、10ページをお願いします。

第49条において、新たに第4号として1号を加え、提出をしなかった者は、30万円以下の罰金に処することを規定したものです。

次に、第50条第1項の改正につきましては、「法人でない団体で、代表者又は管理人の定めのあるものを含める。」を加え、第2項として、法人でない団体が、前項の適用となった場合の準用規定を定めております。

また、罰則規定追加につきましては、静岡地方検察庁と協議を行い、平成28年12月26日に、「特段の意見なし」との回答を得ております。

附則につきましては、施行日を平成29年4月1日とするものです。

内容説明は以上です。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（神野義孝君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより、議案第4号「御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神野義孝君）

日程第8 議案第5号「御殿場市・小山町広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

消防長

○消防長（田代佳丸君）

ただいま議題となりました、議案第5号について説明をいたします。

資料1 議案書4ページをお願いします。

改正の内容の説明に入ります前に、改正の背景について御説明申し上げます。

現在、当消防管内では、平成32年度開通予定の新東名高速道路延伸工事が進んでいます。開通後には、平成24年4月に供用開始された御殿場ジャンクションから長泉・沼津インターチェンジまでの下り線の管轄に加え、下り線にあつては新東名御殿場インターチェンジから御殿場ジャンクション、上り線にあつては新東名御殿場インターチェンジから神奈川県のアノインターチェンジまで、約40kmが当消防本部の管轄として新たに加わり、新東名高速道路の管轄は、現東名高速道路よりも長い距離となります。

この新たな管轄に出動した場合、車両の運行は出動隊の編成を見直すことで対応がで

きますが、1回の出動に長時間を要することから、本来の管轄である御殿場市と小山町の災害に対し、人力的な不足が生じます。

このような背景から、今回、消防職員の定数の改正をお願いし、平成32年度の開通までに、出動体制を整えるものでございます。

人員につきましては、救急隊1隊分5名の増員を考え、消防車両につきましては、従前のおり隊員の乗り換えにより対応いたします。

それでは、新旧対照表で、改正内容を御説明申し上げますので、資料4の11ページ、12ページをお開きください。

第2条第1号の、消防部局の職員155人を160人に改めるものでございます。

なお、附則でございますが、この条例の施行日を平成29年4月1日とするものでございます。

内容説明は以上です。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（神野義孝君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより、議案第5号「御殿場市・小山町広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(神野義孝君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(神野義孝君)

この際、10分間休憩いたします。

午後2時30分

○議長(神野義孝君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

午後2時40分

○議長(神野義孝君)

この際、日程第9 議案第6号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、日程第10 議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び日程第11 議案第8号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の3議案を一括して議題といたします。
当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長(青山修二君)

ただいま議題となりました議案第6号から議案第8号について説明いたします。

初めに、改正の概要について説明いたしますので、資料4 議案資料の13ページをお開きください。

本3案は、平成28年人事院勧告において、月例給や勤勉手当の引き上げとともに、扶養手当や仕事と育児・介護の両立支援制度の改正が勧告されたことを受け、国家公務員の制度改正に合わせて、所要の改正を行うものです。

まず、「1の扶養手当の見直し」については、配偶者に係る手当は引き下げ、子に係る手当は引き上げるとともに、配偶者がいない場合の手当の特例を廃止するもので、受給者への影響を考慮して、1年間の経過措置を設けることといたします。

中段の表のとおり、配偶者については、現行の月額1万3,000円を平成29年度は1万円、平成30年度は6,500円に引き下げます。

子については、現行の月額6,500円を平成29年度は8,000円、平成30年度は1万円に引き上げます。

父母等については、変更はありません。

配偶者がいない場合の一人目の扶養親族については、現行では、一律1万1,000

円となっておりますが、平成29年度は、子は1万円、父母等は9,000円に、平成30年度は、子はそのまま1万円、父母等は6,500円とし、特例は廃止します。

「2の介護休暇における請求期間の分割」については、これまでの介護休暇は、連続する6月以内の範囲で1回のみ請求できたものを、請求期間の合計が6月以内の範囲であれば3回までに分けて請求することができるようにするものです。

次に、「3の介護時間の新設」については、日常的な介護を行う職員の働きやすい環境を整えるため、連続する3年以内の範囲で、1日2時間以内の介護休暇の取得を可能とする制度を新設するものです。

この休暇は無給となりますが、昇給や勤勉手当においては、直ちに不利にならないよう取り扱いを行います。

次に、4の「育児休業の対象職員及び対象となる子の範囲の拡大」については、平成23年に地方公務員法が改正され、非常勤職員にも育児休業の取得が認められました。

現在、組合では、この法律の該当となる正規の短時間勤務職員を雇用していませんが、今後、多様な働き方を推進していく中で、さまざまな雇用形態をとっていく可能性もあることから、法に則した育児休業の取得を可能とすべく、条例整備を行うものです。

また、育児休業の対象となる子は、これまでは、法律上の親子関係である実子又は養子でしたが、特別養子縁組における監護期間中の子や養子縁組里親に委託されている子といった法律上の親子関係に準じる関係にある子についても、新たに対象とするものです。

改正条例の適用日は、扶養手当の見直しについては、平成29年4月1日、介護休暇、育児休業の拡大については、法の施行に合わせて平成29年1月1日とします。

以上が、改正の概要です。

それでは、個々の議案について議案第6号から順次説明いたしますが、具体的な説明は新旧対照表によりさせていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

最初に議案第6号です。

資料1 議案書の5ページ及び資料4 議案資料の15ページ、16ページをお開きください。

第4条の4第1項及び第8条第1項は、文言の整理です。

第8条第2項は、第2号で子と孫を並記していたものを、第2号と第3号に分割するものです。

第3項は、扶養手当の月額を、子については1万円に、子以外の扶養親族については6,500円にするとともに、配偶者がいない場合の特例を廃止するものです。

第9条第1項は、配偶者がいない場合の特例を廃止することによる文言の整理とともに、引用条項を改めるものです。

次のページをお開きください。

第2項は、わかりやすい表現とするための文言の整理です。

第3項は、配偶者がいない場合の特例を廃止することによる文言の整理とともに、わかりやすい表記とするために号立て形式に改めるものです。

次のページをお開きください。

第10条第2項は、文言の整理です。

附則については、第1項は、施行日を平成29年4月1日とするもので、第2項は、扶養手当の額の改正について、1年間の経過措置を設けるものです。

次に、議案第7号について説明いたしますので、議案書は8ページ、議案資料は23ページ、24ページをお開きください。

第8条の2第1項は、職員が小学校就学前の子の育児を行う場合に、時間外勤務等を制限する規定ですが、対象となる子に、特別養子縁組における監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を追加するものです。

第4項は、子の育児と同様に、職員が要介護者の介護をする場合の時間外勤務等を制限する規定ですが、準用される第1項の文言の変更に伴い改正をするものです。

次のページをお開きください。

第8条の3は、見出しを変更するものです。

第11条は、休暇の種類に介護時間を加えるものです。

第12条は、対象とする職員に、育児短時間勤務職員を追加するものです。

第15条は、介護休暇について、同一の介護状態ごとに3回まで、通算して6月以内での取得を認めるものです。

次のページをお開きください。

第15条の2は、介護時間として、同一の介護状態ごとに3年以内、1日2時間以内での取得を認めるものです。

第16条は、文言の整理です。

第17条は、介護時間を見出しと本文に加えるものです。

附則は、第1項で、施行日を公布の日とし、平成29年1月1日に遡及して適用します。

第2項及び第3項は経過措置を定めたもので、第2項は、施行日前から引き続き介護休暇の承認を受けている職員に、改正後の規定を適用する旨を、第3項は、上位法である児童福祉法で養子縁組里親に関する規定が整備されるまでの間の特例を定めたものです。

次に、議案第8号について説明いたしますので、議案書は11ページ、議案資料は29ページ、30ページをお開きください。

第2条は、育児休業をすることができない職員を定めています。

追加する第3号は、非常勤職員について、その条件を新たに規定するもので、第3号のア、イ、ウのいずれかに該当する非常勤職員に限って育児休業を取得することができることとなります。

アは、在職期間が1年以上あり、養育する子が1歳6か月に達する日までに任期が満了せず、かつ、一定の日数以上勤務する非常勤職員を、イは、養育する子が1歳を超え、1歳6か月まで延長できる要件を満たした非常勤職員を、ウは、育児休業をしている非常勤職員であって、任期満了後に引き続き採用され、併せて育児休業を取得しようとする非常勤職員をそれぞれ規定しています。

第2条の2は、育児休業の対象となる子について、養育里親である職員に委託されている児童を含むこととするものです。

次のページをお開きください。

第2条の3は、非常勤職員が育児休業することができる期間を定めており、第1号では、養育する子が1歳まで、第2号では、配偶者が育児休業を取得している場合は1歳2か月まで、第3号では、1歳6か月まで育児休業を延長できることを規定しています。

次のページをお開きください。

第3条は、同一の子に対して、再度の育児休業ができる事情について定めたものです。

第1号と第2号は、旧の第1号をわかりやすい表現とするために分割したものです。

次のページをお開きください。

第7号は、非常勤職員が養育する子に係る育児休業を、子が1歳到達日から1歳6か月に到達日まで延長ができる基準を、第8号は、非常勤職員の任期が更新された場合に育児休業が延長できる基準をそれぞれ定めたものです。

第10条は、文言の整理です。

第11条は、育児短時間勤務を再度行うことができる事情について定めたものですが、先ほどの第3条の改正と同様、旧の第1号をわかりやすい表現とするために第1号と第2号に分割したものです。

次のページをお開きください。

第19条は、在職期間が1年以上あり、かつ、一定の日数以上勤務する非常勤職員は部分休業をすることができる旨を加えるものです。

次のページをお開きください。

第20条第1項は、前条で非常勤職員が部分休業をすることができるよう改正したことに伴い、文言の整理をするものです。

第2項は、部分休業の承認の際に減じる時間に介護時間を含める旨を、第3項は、非常勤職員の部分休業の承認の際に減ずる時間の扱いを、それぞれ定めるものです。

附則は、第1項で、施行日を公布の日とし、平成29年1月1日に遡及して適用します。

第2項は経過措置を定めたもので、上位法である児童福祉法で養子縁組里親に関する規定が整備されるまでの間の特例を定めたものです。

説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神野義孝君）

これより議案第6号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより、議案第6号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神野義孝君）

これより議案第7号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神野義孝君）

これより議案第8号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより議案第8号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神野義孝君）

日程第12 議案第9号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました議案第9号について、説明いたします。

資料1 議案書の16ページをお開きください。

配偶者同行休業は、職員が配偶者の海外勤務や修学に同行するために休業を申請できる制度で、これまでの規定では、休業の期間は3年を超えない範囲とし、3年を超えない範囲内であれば1回のみ、延長が可能となっています。

本案は、人事院規則の改正に合わせて、再度の延長を可能とするよう、所要の改正を行うものです。

新旧対照表で内容の説明をさせていただきますので、資料4 議案資料の41ページ、42ページをお開きください。

第1条は、引用する条項に地方公務員法第26条の6第3項を加えるものです。

第6条の2は、休業期間の再度の延長ができる特別な事情として、休業取得後に配偶者の海外勤務が長引く場合を規定するものです。

附則は、施行日を公布の日とするものです。

説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神野義孝君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより議案第9号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神野義孝君）

日程第13 議案第10号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました議案第10号について、説明いたします。

資料1 議案書の17ページをお開きください。

本案は、特殊勤務手当が、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特

殊な勤務で、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給されるものであることに鑑み、支給対象とする業務の明確化を図るとともに、他の手当又は給料で措置される勤務内容との重複の観点から、支給対象とする業務の見直しを行うものです。

それでは、新旧対照表により説明いたしますので、資料4 議案資料の43ページ、44ページをお開きください。

第2条第5号及び第7条の緊急出動手当は、衛生センター及び焼却センターに勤務する職員が、御殿場市・小山町広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第2条から第5条までに規定する勤務時間以外の時間において、命令を受け緊急に出動したときに支給することとしたものですが、時間外勤務手当等の他の手当て又は給料で措置される勤務内容との重複の観点から、支給対象とする業務から除外するものです。

第3条第1号は、支給対象とする業務をより詳しく規定するものです。

第4条は、文言の整理です。

次のページをお開きください。

別表は、以上の改正を受けて、文言を修正するとともに、緊急出動手当の項を削るものです。

附則は、この条例の施行日を平成29年4月1日とするものです。

内容の説明は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神野義孝君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより議案第10号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神野義孝君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

この際、本席より定例会再開のお知らせをいたします。

来る3月27日午後1時30分から3月定例会を再開いたしますので、定刻までに議場に御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

午後3時04分 散会

第 2 日

平成29年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録(第2号)

平成29年3月27日(月曜日)

○議事日程

平成29年3月27日 午後1時30分 開議

日程第1 議案第2号 平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について

日程第2 管理者提案理由の説明

日程第3 議案第11号 御殿場市・小山町広域行政組合清掃施設条例の一部を改正する条例制定について

日程第4 議案第12号 御殿場市・小山町広域行政組合廃棄物の処理に係る手数料徴収条例制定について

日程第5 議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 辻川公子君	2番 平松忠司君
3番 勝間田幹也君	5番 芹沢修治君
6番 鈴木豊君	7番 高畑博行君
8番 本多丞次君	10番 渡辺悦郎君
11番 田代耕一君	12番 込山恒広君
13番 神野義孝君	14番 梶繁美君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

管理者	若林洋平君
副管理者	込山正秀君
副管理者	勝又正美君
会計管理者	勝又一己君
事務局長	青山修二君
消防長	田代佳丸君
庶務課長	勝間田守正君
施設課長兼焼却センター所長	佐藤暁将君
衛生センター所長	勝間田邦雄君
消防次長兼管理課長	勝間田淳欣君
予防課長	長田伸一君

警 防 課 長	田 代 公 一 君
通 信 指 令 課 長	村 松 秀 樹 君
御 殿 場 消 防 署 長	村 上 武 君
小 山 消 防 署 長	山 本 孝 信 君
御 殿 場 消 防 署 副 署 長	谷 中 修 君
衛 生 セ ン タ ー 所 長 補 佐	岩 瀬 松 仁 君
管 理 課 課 長 補 佐	勝 間 田 誠 司 君
御 殿 場 市 副 市 長	瀧 口 達 也 君
御 殿 場 市 企 画 部 長	志 水 政 満 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	近 藤 雅 信 君
御 殿 場 市 環 境 水 道 部 長	勝 間 田 安 彦 君
小 山 町 副 町 長	田 代 章 君
小 山 町 副 町 長	室 伏 博 行 君
小 山 町 企 画 総 務 部 長	湯 山 博 一 君
小 山 町 総 務 課 長	小 野 一 彦 君

○職務のため出席した者

広域総務スタッフ副参事	松 本 利 之
広域総務スタッフ主幹	長 田 和 美
広域総務スタッフ副主幹	飯 田 章 生

○議長（神野義孝君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、平成29年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開議

○議長（神野義孝君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（神野義孝君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第2号）、提案理由説明書（第2号）及び平成29年度当初予算質疑区分一覧表、以上でありますので、御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に議員各位に配付済みであります。

○議長（神野義孝君）

日程第1 議案第2号「平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、過般の本会議において説明がなされておりますので、内容説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する内容説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

まず、歳入について質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて歳入の質疑を終結いたします。

続いて、歳出の質疑に入ります。

まず、1款議会費、2款総務費、3款衛生費について質疑ありませんか。

2番 平松忠司議員

○2番（平松忠司君）

3款2項1目塵芥処理費について1点、お伺いをします。

予算書の33、34ページでございます。説明欄3の指定ごみ袋作製等事業5, 121万5, 000円についてでございますが、現在の指定ごみ袋について、口を縛るために引っ張ったときに切れやすいといった意見を聞くことがございます。今年度の指定ごみ袋作製に当たっての改良、改善点を伺います。

○議長（神野義孝君）

施設課長

○施設課長（佐藤暁将君）

ただいまの御質問についてお答えします。

現在の指定ごみ袋は、特に可燃ごみの指定袋につきましては、以前の御殿場市の指定ごみ袋から材質を変更したこともあり、袋を縛る際に、切れやすくなった等の御指摘を若干受けています。

このため、平成28年4月の時点で、指定ごみ袋の口を縛る部分に当たるペロ部の根本の幅を12cmから16cmに、先端の幅を6cmから8cmほどに広げることで強度を増し、

切れにくいように改良しています。

また、本年4月からは同じベロ部の長さを2cmほど長くして縛りやすくすることで、切れにくいように改良します。

いずれにしても、今後も住民の御意見、御要望を反映できるように指定ごみ袋の改良・改善を図りたいと考えています。

以上答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と平松忠司君)

○議長(神野義孝君)

ほかに質疑ありませんか。

6番 鈴木 豊議員

○6番(鈴木 豊君)

6番、鈴木 豊です。今回、歳出の3款清掃費において2点ほど伺いたいと思います。

まず、1点目で、34ページの3款2項1目塵芥処理費の説明欄の4、旧施設管理費について、RDFセンター解体撤去のための設計業務と湯沢平用地の補助金の返還の予算を計上したと説明を受けましたが、RDFセンター及び湯沢平の土地処分について、検討委員会で協議されてきたと思いますが、現状、どうなっているのか。また、今後、どのように進めていくのかお伺いしたいと思います。

次に、2点目ですが、36ページの3款2項2目し尿処理費の説明欄2の施設管理費⑤施設修繕整備事業費について、4,050万2,000円計上してありますが、どのような修繕が行われるのか。また、毎年4,000万円ほどの修繕費が計上されていますが、このまま衛生センターの延命化を進めていくのか。また、今後新衛生センターの改築の見通しを考えていくのかお伺いしたいと思います。

以上、2点、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長(神野義孝君)

施設課長

○施設課長(佐藤暁将君)

ただいまの1点目の御質問にお答えします。

広域行政組合では、平成23年2月に開催したごみ処理施設建設検討委員会において、新ごみ焼却施設の操業開始に伴い、操業を停止するRDFセンターの跡地について、組合での利用、使用の計画がないことを御殿場市及び小山町へ報告しています。合わせて旧清掃センター跡地についても同様に利用、使用の計画がないことを報告しています。

これに対して、平成23年6月に開催したごみ処理施設建設検討委員会において、まずは、旧清掃センター跡地については市が、RDFセンターの跡地については町が、それぞれ跡地利用を計画していくことを確認していますが、市及び町からは利用計画につ

いての報告はいただいております。

平成29年度は、当初予算に、旧清掃センターの跡地については、防衛補助金の返還金を、RDFセンター跡地については、施設の解体工事に向けての設計委託費と内部に残る事務机等の産業廃棄物の処理費を計上しましたので、これらの事務を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、土地の処分につきましては、市町と協議して進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（神野義孝君）

衛生センター所長

○衛生センター所長（勝間田邦雄君）

続きまして、2点目の衛生センターの平成29年度の修繕内容及び、今後の衛生センターの延命化並びに更新計画についてお答えいたします。

1点目の修繕内容につきましては、衛生センターに求められている処理性能を適切に発揮するため、施設を構成する各設備、機器の個々が満たすべき性能・機能・構成強度などの程度、合わせて処理能力だけでなく省エネルギーなど、環境負荷の側面を含めた総合的な性能基準を保ちつつ、日常的、定期的に適切に維持管理しながら処理性能の水準が低下しないように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づく精密機能検査を3年ごとに実施し、その検査結果により施設修繕整備事業を実施しております。

平成29年度の主な修繕としましては、曝気ブロワ、ガス攪拌ブロワ各1台の交換修繕に900万円、余剰汚泥引き抜きポンプなど7台のポンプ交換修繕に1,100万円、40KL施設曝気ブロワなど4台のブロワのオーバーホール修繕、搬入車両受け入れ入り口側通路修繕、トラックスケール整備修繕、脱水機室配電盤修繕、ろ過機配管修繕、流量計・レベル計交換修繕、100KL施設処理棟外壁修繕などを実施します。

次に、今後の衛生センターの延命化並びに更新計画についてお答えします。

衛生センターは40KL施設が昭和52年に稼働後40年、メインである100KL施設が昭和60年4月に稼働後、既に32年が経過し、現在に至っています。その間、平成14年度から平成16年度に主要装置の整備工事を実施し、施設の延命化を図ってまいりました。それから十数年が経過したことから、平成27年度に3年ごとの精密機能検査と合わせて処理棟躯体部分のコンクリートコアを採取し、圧縮強度試験や中性化試験を行う躯体健全性調査を実施したところ、躯体部分は十分強度が確保されているとの調査報告がありました。

また、精密機能検査では、各処理設備も適切な管理、点検、オーバーホール、修繕がなされていることから、ある程度定期的な修繕や整備を行えば、早急に建て替えをしなくても現施設で対応できるとの報告を受けております。

しかしながら、40KL施設は稼働以来大規模な改修工事はなされておらず、100KL施設の配管も基本的には昭和60年当時の設備であり、受入水槽、反応水槽など、各処理槽についても通常の修繕では対応できない部分もあります。

一般的にコンクリートの耐用年数は50年と考えられていることから、将来的には新処理施設を新たに建設することが妥当であると思慮しております。

この建設時期につきましては、施設延命化によるライフサイクルコストと施設建設に係るコストのバランスが最良となる時点が目安となると考えておりますので、環境省が作成した「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」をもとに、本年度、将来的な新処理施設建設を前提とした長寿命化計画の作成を進めております。

このように、当面は延命化を図ってまいります。併行して新処理施設の建設についても検討してまいりたいと考えております。

なお、新処理施設の建設場所は、現処理施設北側、旧処理施設跡地に計画したいと考えています。

以上、お答えとさせていただきます。

(「終わります。」と鈴木 豊君)

○議長(神野義孝君)

ほかに質疑ありませんか。

3番 勝間田幹也議員

○3番(勝間田幹也君)

3款の衛生費についてお聞きします。

ページは、予算書38ページとなります。3款2項3目のごみ再資源化施設事業費、説明欄3、施設運営費の②運営維持管理費についてですが、特別目的会社である「御殿場・小山エコパートナーズ株式会社」へ支払う施設運営費であると説明を受けました。その内訳をお聞きいたします。

また、焼却センターの運営会社と再資源化センターの運営会社が全くの別会社となりますが、両社間の調整等はどのように行われるのかお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長(神野義孝君)

施設課長

○施設課長(佐藤暁将君)

ただいまの御質問にお答えします。

まず、1点目の御殿場・小山エコパートナーズ株式会社に支払う運営維持管理費の内訳につきましては、施設整備費とよばれる再資源化施設の設計・建設費の一部としてPFI事業者が銀行から借り入れたプロジェクトファイナンスの割賦料に当たるサービス

購入料Aが1,490万円余、運営維持管理費のうち固定料金とよばれる人件費や機器の補修費等に当たるサービス購入料Bが7,700万円余、搬入されるごみ量に伴って変動する重機の燃料費や資源物を梱包する資材等の料金に当たるサービス購入料Cが130万円余となっています。

次に、2点目の運営会社の調整等につきましては、再資源化センターの処理工程で発生した可燃性の破碎残渣等は焼却センターで処理し、焼却センターで発電した電気は再資源化センターへ送電します。このため、両施設の運営には連携が必要となりますので、広域行政組合を中心として運営委員会を設置し、運営会社を含む3者による協議を運営開始後1年間は四半期に1度、2年目以降は少なくとも年1回以上行うことで連絡調整等を図っていく所存であります。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と勝間田幹也君)

○議長(神野義孝君)

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(神野義孝君)

質疑なしと認めます。

これにて1款、2款、3款の質疑を終結いたします。

次に、4款消防費、5款公債費、6款予備費について質疑ありませんか。

3番 勝間田幹也議員

○3番(勝間田幹也君)

4款の消防費についてお聞きいたします。

予算書の40ページとなります。4款1項1目の常備消防費、説明欄3、消防事業費の⑤情報通信システム管理事業1億5,000万円余となっておりますが、説明ではそのうちの高機能消防指令センターの延命化事業が8,000万円余とのこと。市民、町民の生活に影響を及ぼすことなくこの事業を行うことが担保できるのか。一部説明はいただいておりますが、更新作業の具体的内容、方法についてお聞きいたします。よろしくお願いたします。

○議長(神野義孝君)

通信指令課長

○通信指令課長(村松秀樹君)

ただいまの質問について、お答えをさせていただきます。

高機能消防指令センターは、市町民からの緊急通報の受付窓口として、消防隊に対する迅速な出動指令と市町民の生命と財産を守る重要な役割を担うシステムとなるもので

す。

市町民からの緊急通報は、高機能指令センターの延命化事業に伴う作業中といえども、市町民からの緊急通報及び出動隊への指令業務に何ら影響を及ぼす心配がないように、通常時と同等な受付体制を確保し作業を実施いたします。

また、機器の更新に伴う全体的なシステムダウンを排除するため、常時、作業員との作業手順の確認等を密にするとともに、事案輻輳時には、市町民からの緊急通報の受付業務を最優先とし、一時的な作業の中止等も考慮した柔軟な作業を計画いたします。

作業の具体的な内容と方法は、現有の高機能消防指令センターに配備されている指令台3卓のうち、2卓は稼働状態を維持した状態で、他の1卓の更新作業を行うものであり、この作業を順次進めてまいります。

高機能指令センターの延命化事業により、機器の安定稼働が可能となり、継続的な市町民の安心・安全な生活のために、さらなる通信指令業務の向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

（「終わります。」と勝間田幹也君）

○議長（神野義孝君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて4款、5款、6款の質疑を終結いたします。

次に、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて歳入歳出全般について質疑を終結いたします。

以上で、議案第2号に対する質疑を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第2号「平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(神野義孝君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長(神野義孝君)

日程第2 管理者提案理由の説明を議題といたします。

本議会に提出されました議案第11号及び議案第12号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者

○管理者(若林洋平君)

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

本日、追加提案をいたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、条例案2件でございますが、議案第11号「御殿場市・小山町広域行政組合清掃施設条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第12号「御殿場市・小山町広域行政組合廃棄物の処理に係る手数料徴収条例制定について」は、関連がございますので、一括して申し上げます。

本2案は、再資源化センターが平成29年10月1日から一部稼働を開始する予定でございますので、清掃施設に再資源化センターを加える改正を行うとともに、当該施設で行う廃棄物の処理に係る手数料を徴収するため、所要の改正を行うものでございます。

以上で、本日追加提出をいたしました議案の提案理由の説明を終わりといたします。

慎重な御審議の上、御賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(神野義孝君)

この際、日程第3 議案第11号「御殿場市・小山町広域行政組合清掃施設条例の一部を改正する条例制定について」及び日程第4 議案第12号「御殿場市・小山町広域行政組合廃棄物の処理に係る手数料徴収条例制定について」の2議案を一括して議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（青山修二君）

ただいま議題となりました、議案第11号及び議案第12号について説明いたします。
初めに、今回の改正に至る経緯について申し上げます。

平成27年10月から整備を進めております「ごみ再資源化施設」については順調な進捗が図られており、計画どおり本年9月までに第1期工事が完了し、10月から一部稼働を開始する予定です。

このようなことから、「ごみ再資源化施設」を新たなごみ処理施設として位置づけるとともに、新施設へ搬入される不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物に係る処理手数料を、既存の可燃ごみに係る手数料に追加して定めるものであります。

それでは、まず、議案第11号について説明いたしますので、資料5 議案書（第2号）の1ページ及び資料6 議案資料（第2号）の1ページ、2ページをそれぞれお開きください。

なお、内容説明につきましては、議案資料の新旧対照表によりさせていただきます。

第1条は、公衆衛生の向上と資源物の再利用の促進を図るために新たなごみ処理施設として再資源化センターを設置する旨を、第2条は、この再資源化センターの名称と位置を定めるものです。

第3条及び第4条は、それぞれ再資源化センターを追加するものです。

附則は、施行日を、再資源化センターの一部稼働開始に合わせて平成29年10月1日とするものです。

次に、議案第12号について説明いたしますので、資料5 議案書（第2号）の2ページ及び資料6 議案資料（第2号）の3ページ、4ページをお開きください。

第1条は趣旨を、第2条は手数料の徴収の方法を定めるものです。

第3条は、手数料の額等を定めるものです。具体的な額については別表第1に規定しましたので、資料の6ページをお開きください。

一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物については、不燃ごみを管理者が指定するごみ袋を使用しないで再資源化センターに搬入した場合と、粗大ごみを再資源化センターに搬入した場合の手数料を新たに決めました。

この手数料の額は、10kgまでが200円、10kgを超えるときは10kgを増すごとに200円を加算いたします。

なお、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物のうち、瓶、缶、ペットボトル、金属類、小型家電等の資源物については無料となります。

事業活動に伴って生じた廃棄物については、資源物を再資源化センターに搬入した場合の手数料を新たに決めました。

ページは8ページとなりますが、これらの資源物に係る手数料の額は、10kgまでが200円で、10kgを超えるときは10kgを増すごとに100円を加算いたします。

別表第2は、一般家庭の日常生活に伴って生じた粗大ごみのうち、困難な処理を必要とする品目について、別表第1で定める手数料に加算する額を定めるものです。

ページは戻っていただいて、3ページ、4ページをお開きください。

第4条は手数料の減免について、第5条は手数料の不還付について定めるものです。

第5条は、規則への委任を定めておりますが、規則案については資料の9ページ以降に掲載しておりますので後ほど御確認ください。

附則の第1項は、施行日を再資源化センターの一部稼働開始に合わせて平成29年10月1日とするものです。

第2項は、経過措置を定めるものです。

説明は以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（神野義孝君）

これより議案第11号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（神野義孝君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第11号「御殿場市・小山町広域行政組合清掃施設条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神野義孝君）

これより議案第12号について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（神野義孝君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（神野義孝君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第12号「御殿場市・小山町広域行政組合廃棄物の処理に係る手数料徴収条例制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（神野義孝君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神野義孝君）

日程第5 「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第105条の規定に基づき、お手元の資料7のとおり、当組合議会行政視察のために議員を派遣したいと思います。

なお、日程の変更等、細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(神野義孝君)

御異議なしと認めます。

よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

○議長(神野義孝君)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成29年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 神 野 義 孝

署名議員 鈴 木 豊

署名議員 高 畑 博 行